

許可番号 第 1048号

一般廃棄物処理業許可証

住 所 鹿児島県鹿屋市朝日町7番21号

氏 名 株式会社 カナザワ 代表取締役 金沢 幸一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第6項 の許可を受け
た者であることを証する。

鹿児島市長 下 鶴 隆 央



許可の年月日 令和 3年12月24日

許可の有効期限 令和 5年12月23日

1 事業の範囲

事業の区分		取扱廃棄物
中間 処理	圧縮	古紙類、金属製品類、プラスチック製品類、 繊維製品類
	減容	プラスチック製品類
	飼料化、堆肥化	草木類（木製品類含む）、生ごみ
	破砕	草木類（木製品類含む）、金属製品類、プラスチック製品類、ガラス・陶磁器製品類（廃蛍光管に限る）

2 許可の条件

鹿児島市外で発生した廃棄物を処分しないこと。ただし、霧島市内の事業所、始良市のSBSゼンツウ株式会社、出水市の国分九州株式会社鹿児島支店北薩センターから排出される一般廃棄物（生ごみ）を飼料化、堆肥化施設で処分すること、また、霧島市、始良市、伊佐市、湧水町内の事業所から排出される一般廃棄物（古紙類、金属製品類、プラスチック製品類、繊維製品類）を圧縮施設で処分することについては、この限りでない。

3 許可の更新及び変更の状況

令和 2年 9月28日 変更届（許可の条件の変更）
令和 3年12月28日 更新許可
令和 4年 7月19日 変更届（許可の条件の変更）